

逗子市告示第64号

令和3年逗子市議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月7日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

- 1 日 時 令和3年4月12日
- 2 場 所 逗子市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決処分の報告について
 - (2) 専決処分の承認について
 - (3) 専決処分の承認について
 - (4) 専決処分の承認について

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について次のとおり専決処分する。

令和3年3月1日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

1 賠償の理由

令和3年1月12日午後6時40分頃、逗子市桜山8丁目地内において、北分署配置の消防自動車方向転換した際に、住宅のバルコニー支柱に車両後部右側面部分が接触し破損させたもので、本市が賠償する責任を負う。

2 損害賠償の額

138,600円

3 賠償の相手方

逗子市桜山8丁目4番18号

天野 雅司

議案第24号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

令和2年度逗子市一般会計補正予算（第15号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年度逗子市一般会計補正予算（第15号）

（別紙のとおり）

令和3年3月30日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和2年度

逗子市一般会計補正予算（第15号）

逗子市

令和2年度逗子市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度逗子市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272,011千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,722,508千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	10,112,509	△175,553	9,936,956
	1 国庫負担金	2,736,681	△276,870	2,459,811
	2 国庫補助金	7,361,969	101,317	7,463,286
20	繰入金	1,359,529	△96,458	1,263,071
	1 基金繰入金	1,359,529	△96,458	1,263,071
	歳 入 合 計	28,994,519	△272,011	28,722,508

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	2,322,725	△272,011	2,050,714
	1 保健衛生費	1,117,056	△272,011	845,045
	歳 出 合 計	28,994,519	△272,011	28,722,508

第2表 繰越明許費補正

1 変更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	437,074	163,764

令和2年度

逗子市一般会計補正予算(第15号)に関する説明書

逗子市

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	千円 2,322,725	千円 △272,011	千円 2,050,714
歳 出 合 計	28,994,519	△272,011	28,722,508

2 歳 入

16款 国庫支出金 △175,553千円
 1項 国庫負担金 △276,870千円

目	補正前の額	補正額	計
2 衛生費国庫負担金	千円 277,870	千円 △276,870	千円 1,000
計	2,736,681	△276,870	2,459,811

16款 国庫支出金 △175,553千円
 2項 国庫補助金 101,317千円

3 衛生費国庫補助金	85,917	101,317	187,234
計	7,361,969	101,317	7,463,286

20款 繰入金 △96,458千円
 1項 基金繰入金 △96,458千円

5 みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策 基金繰入金	347,890	△96,458	251,432
計	1,359,529	△96,458	1,263,071

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	千円 △276,870	02 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	千円 △276,870

1 保健衛生費補助金	101,317	05 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	101,317

1 みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	△96,458	01 みんなで乗り越える新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	△96,458

16款 国庫支出金 20款 繰入金

3 歳 出

4 款 衛生費

△272,011千円

1 項 保健衛生費

△272,011千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 予防費	千円 874,495	千円 △272,011	千円 602,484	千円 △175,553 国庫支出金 △175,553	千円 地方債	千円 △96,458 繰入金 △96,458	千円
計	1,117,056	△272,011	845,045	△175,553	0	△96,458	0

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 △398	001 予防費	千円 △272,011
13 委託料	△264,613	06 新型コロナウイルスワクチン接種事業 需用費	△272,011 △398
14 使用料及び賃 借料	△2,000	委託料	△264,613
18 備品購入費	△5,000	使用料及び賃借料 備品購入費	△2,000 △5,000

繰越明許費に関する調書

- (款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費
 (目) 2 予防費
 (事業1) 1 予防費
 (事業2) 6 新型コロナウイルスワクチン接種事業

(単位 千円)

関係予算		左のうち繰り越さなければならぬもの		繰越事由
11 需用費	9,202	11 需用費	9,102	事業の性質上その実施に一定の期間を要することから、年度内に完了する見込みがないため。
12 役務費	5,640	12 役務費	5,640	
13 委託料	146,192	13 委託料	138,154	
14 使用料及び賃借料	10,700	14 使用料及び賃借料	10,147	
18 備品購入費	1,100	18 備品購入費	721	
計	172,834	計	163,764	

議案第25号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）の施行に伴い、固定資産税の規定について引用条項の整理をするとともに、軽自動車税種別割のグリーン化特例の期間延長に関する規定を設ける等の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市市税条例等の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第8号

逗子市市税条例等の一部を改正する条例

(逗子市市税条例の一部改正)

第1条 逗子市市税条例(昭和49年逗子市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第26項第3号中「法附則第15条第30項第1号イ」を「法附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項第4号中「法附則第15条第30項第1号ロ」を「法附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項第5号中「法附則第15条第30項第1号ハ」を「法附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項第6号中「法附則第15条第30項第1号ニ」を「法附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項第7号中「法附則第15条第30項第2号イ」を「法附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項第8号中「法附則第15条第30項第2号ロ」を「法附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項第9号中「法附則第15条第30項第2号ハ」を「法附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項第10号中「法附則第15条第30項第3号イ」を「法附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項第11号中「法附則第15条第30項第3号ロ」を「法附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項第12号中「法附則第15条第30項第3号ハ」を「法附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項第13号中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第30項」に改め、同項第14号中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改め、同項第15号中「法附則第15条第39項」を「法附則第15条第35項」に改め、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とする。

附則第31項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第32項中「この項及び次項」を「この項、次項、第36項及び第37項」に改め、「当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第33項中「、当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削る。

附則第36項を附則第39項とする。

附則第35項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第18条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項を附則第38項とし、附則第34項の次に次の3項を加える。

35 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第31項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

36 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第32項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

37 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第26条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和

4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第33項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(逗子市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 逗子市市税条例の一部を改正する条例（令和2年逗子市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第30項の改正規定中「第34項」を「第37項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第26号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月12日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

令和3年度逗子市一般会計補正予算（第1号）は、緊急を要したため専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度逗子市一般会計補正予算（第1号）

（別紙のとおり）

令和3年4月1日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

令和3年度

逗子市一般会計補正予算（第1号）

逗子市

令和3年度逗子市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度逗子市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,234千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,807,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	国庫支出金	3,247,200	410,234	3,657,434
	1 国庫負担金	2,621,276	239,085	2,860,361
	2 国庫補助金	614,875	171,149	786,024
	歳 入 合 計	20,397,000	410,234	20,807,234

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	1,877,116	410,234	2,287,350
	1 保健衛生費	592,493	410,234	1,002,727
	歳 出 合 計	20,397,000	410,234	20,807,234

令和3年度

逗子市一般会計補正予算(第1号)に関する説明書

逗子市

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	3,247,200	410,234	3,657,434
歳入合計	20,397,000	410,234	20,807,234

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	千円 1,877,116	千円 410,234	千円 2,287,350
歳 出 合 計	20,397,000	410,234	20,807,234

補正額の財源内訳			
特 定	財源		一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
410,234			0
410,234	0	0	0

2 歳 入

15款 国庫支出金 410,234千円
 1項 国庫負担金 239,085千円

目	補正前の額	補正額	計
2 衛生費国庫負担金	千円 1,000	千円 239,085	千円 240,085
計	2,621,276	239,085	2,860,361

15款 国庫支出金 410,234千円
 2項 国庫補助金 171,149千円

3 衛生費国庫補助金	8,384	171,149	179,533
計	614,875	171,149	786,024

節		説	明
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	千円 239,085	02 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	千円 239,085

1 保健衛生費補助金	171,149	05 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	171,149

3 歳 出

4 款 衛生費

410,234千円

1 項 保健衛生費

410,234千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 予防費	千円 330,788	千円 410,234	千円 741,022	千円 410,234 国庫支出金 410,234	千円	千円	千円
計	592,493	410,234	1,002,727	410,234	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 5,041	001 予防費	千円 410,234
3 職員手当等	6,225	05 新型コロナウイルスワクチン接種事業	410,234
9 旅費	367	報酬	5,041
13 委託料	385,201	職員手当等	6,225
14 使用料及び賃借料	10,000	旅費	367
15 工事請負費	400	委託料	385,201
18 備品購入費	3,000	使用料及び賃借料	10,000
		工事請負費	400
		備品購入費	3,000

4 款 衛生費

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	414 (520)	522,112	1,670,903	1,592,250	3,785,265	594,605	4,379,870	
補 正 前	414 (514)	517,071	1,670,903	1,586,025	3,773,999	594,605	4,368,604	
比 較	0 (6)	5,041	0	6,225	11,266	0	11,266	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	51,419	212,890	52,932	41,730	6,834	57,120
	補 正 前	51,419	212,890	52,932	41,730	6,834	57,120
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	130,055	9,153	56,755	811,520	161,842	
	補 正 前	125,411	9,153	56,378	810,316	161,842	
	比 較	4,644	0	377	1,204	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	414 (52)	1,670,903	1,512,900	3,183,803	594,605	3,778,408	
補 正 前	414 (52)	1,670,903	1,507,879	3,178,782	594,605	3,773,387	
比 較	0 (0)	0	5,021	5,021	0	5,021	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	51,419	212,890	52,932	41,730	6,834	57,120
	補 正 前	51,419	212,890	52,932	41,730	6,834	57,120
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	130,055	9,153	56,755	732,170	161,842	
	補 正 前	125,411	9,153	56,378	732,170	161,842	
	比 較	4,644	0	377	0	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	0 (468)	522,112	0	79,350	601,462	0	601,462	
補 正 前	0 (462)	517,071	0	78,146	595,217	0	595,217	
比 較	0 (6)	5,041	0	1,204	6,245	0	6,245	

*職員数欄の()内の数字は、短時間勤務職員の人数(外数)

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	
	補 正 後	0	0	0	79,350	0	
	補 正 前	0	0	0	78,146	0	
	比 較	0	0	0	1,204	0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考	
職 員 手 当	6,225	その他の 増減分	6,225	新型コロナウイルス ワクチン接種事業に 伴う費用	増減額(千円)	
				扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	4,644
				地 域 手 当	夜 間 勤 務 手 当	
				住 居 手 当	休 日 勤 務 手 当	377
				通 勤 手 当	期 末 勤 勉 手 当	1,204
				特 殊 勤 務 手 当	退 職 手 当	
				管 理 職 手 当		